

社会福祉法人 盛幸会

役員等、評議員選任・解任委員 の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人盛幸会(以下、「この法人」という。)定款 第9条と第23条、及び評議員選任・解任委員会運営細則第5条、に基づき役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定に定める役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給と支給方法)

第3条 役員等及び評議員選任・解任委員の報酬は、職務執行の対価などを勘案し、理事長が決定し、理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

2 役員等及び評議員選任・解任委員の報酬は、別表第1～2に定める額のとおり支給する。

3 理事長の報酬支給方法は、この法人の給与規程に基づくものとする。
役員等及び評議員選任・解任委員に対する報酬支給方法は、この法人の諸会議への出席及び法人業務に出席した都度、支給する。

(適用除外)

第4条 この法人の職員を兼務する役員等及び評議員選任・解任委員は、この規程を適用しないものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等及び評議員選任・解任委員がこの法人の諸会議への出席及び法人業務に携わった場合は、別表第3に定めるとおり交通費を実費弁償するものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改正)

第7条 この規程を改正する場合は、理事会の決議を経て評議員会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成15年11月1日より施行する。

平成24年 5月26日改定

平成29年 4月 1日改定

平成30年 4月 1日改定

《別表第1(理事長の報酬)》

	報酬の額(月額)	備考
理事長	月額 800,000円	法令に定める控除すべき金額を控除して支給する

《別表第2(役員等、評議員選任・解任委員の報酬)》

役員等他	報酬の額(一会議当り)	備考
監事	50,000円	・ 監事監査への出席
	5,000円	・ 理事会 ・ 議員会 ・ 評議員選任・解任委員会 ・ 法人業務のための出席
評議員	5,000円	・ 評議員会への出席 ・ 法人業務のための出席
理事	5,000円	・ 理事会への出席 ・ 法人業務のための出席
評議員選任 ・ 解任委員	5,000円	・ 評議員 ・ 選任解任委員会への出席 ・ 法人業務のための出席

但し、報酬額は源泉徴収を行った後の金額とする。

《別表第3(費用弁償)》

交通手段	支給内容
鉄道・路線バス運賃	実費
自家用車等	燃料費(当法人交通費規定に基づく)。有料道路通行料

以上